

平成 29 年度「在宅療養支援強化研修」事業（実施要領）

1. 目的

介護支援専門員に対し、医療に関する研修（医療サービスを含めた適切なケアプランの作成、医師・看護師・薬剤師等の医療職との連携に欠かせない介護支援専門員が必要とする医療知識等）を実施し、医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を図り、利用者の自立支援に資することを目的とする。

また、研修受講修了者の在籍する事業所には「岡山市在宅療養支援強化研修修了事業所」として修了証を交付するとともに、医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントスキルを持った事業所として、市民や医療・介護事業所に周知を図り、その活用を促す。

2. 実施主体

本事業は岡山市の企画のもと岡山県介護支援専門員協会が実施する。

3. 受講対象者

- (1) 岡山市内の居宅介護支援事業所に従事する介護支援専門員であり、医療と介護の連携を図ることにより適切なケアマネジメントを担い、地域ケア体制の基盤充実に資することができる者。
- (2) 1事業所からの参加人数は2名までとし、継続参加が可能な特定の者とする。（市内全事業所からの申し込みがあった場合、受け入れを認める）

4. 研修内容

(1) 講義・演習形式の研修

(ア) 8つの分野（制度、在宅医療、在宅看護、医療連携、薬剤、栄養、口腔・歯科、リハビリテーション）から構成された研修を実施する。各分野1回ずつ計8回を1クールとして、年間1クール実施。すべての分野について1回以上の受講を必修とする。

但し、平成27年度又は28年度岡山市在宅療養支援強化研修修了者においては、4分野の受講をもって、すべての分野を受講したものとみなす。

※平成27年度又は28年度研修修了事業所であっても、受講者が新規の場合は8分野すべての受講が必要

*別紙研修プログラム*別紙2-2、日程表*別紙2-3を参照のこと

(イ) 講話と主に事例検討を中心としたグループワークを行う。

(ウ) 平成29年度在宅療養支援強化研修受講申し込み書*別紙3-1に記載した第1希望のクールへ出席すること。

(2) 多職種意見交換会

(ア) 平成30年2月28日までに、岡山市主催の顔の見えるネットワーク構築会議（通称：「多職種意見交換会」）*注1への1回以上の参加を必修とする。各福祉区で上半期1回、下半期1回の2回ずつ（計12回）開催予定。

（注1）

http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenfukushiseisaku/hokenfukushiseisaku_00094.html

「保健・医療・福祉連携のシステムづくり～在宅への流れを作る(連携)」を参照。日程については決まり次第随時更新する。

(3) 訪問看護ステーション体験実習

(ア) 希望者にはオプション研修として訪問看護ステーション1日体験実習が可能（定員あり。申込が定員を超えた場合は抽選）。訪問看護ステーションの実情を勘案して人数を調整することとする。

(イ) 詳細は訪問看護の講義終了後に説明予定。

(4) 岡山市認知症疾患医療センター研修会

- (ア)希望者にはオプション研修として、岡山市認知症疾患医療センター研修会への参加が可能。
(イ)本研修については、平成 29 年度に新たに設けられた分野であるため受講が望ましい。
(ウ)詳細は日程決定後説明予定。

5. 受講の確認

- (1) 初回研修時に受講カードを配布。各回の研修開始前に受付にて受講カードを提示することで出席確認を行う。
- (2) 毎回研修終了時にアンケートの提出を義務付け、それをもって受講の確認とする。
- (3) 岡山市主催の多職種連携会議については、参加後のアンケート提出の際に、受付へ申し出ていただくことで、出席確認証を発行する。受講カードの所定の欄に各自で貼付すること。

6. 研修修了時の取扱い

本研修の修了要件を満たしたら、速やかに受講カードへ必要事項を記入の上、ベストプラクティス指標（受講後）とともに提出すること。

（提出期限：平成 30 年 2 月 28 日）

7. 本研修の修了要件

下記の条件を満たし、かつ岡山市が適切と判断したもの（なお、要件は岡山市が毎年見直すこととする）。

特定の介護支援専門員（すなわち受講申し込み者）が、指定する研修を所定の回数以上受講していること。

(ア) 8つの分野について、すべて受講していること。

但し、平成 27 年度又は 28 年度岡山市在宅療養支援強化研修修了者においては、4 分野の受講をもって、すべての分野を受講したものとみなす。

※平成 27 年度又は 28 年度研修修了事業所であっても、受講者が新規の場合は 8 分野すべての受講が必要

*研修会は、岡山市ホームページと岡山県介護支援専門員協会ホームページで随時案内する。

(イ)平成 30 年 2 月 28 日までに、岡山市主催の顔の見えるネットワーク構築会議（通称：「多職種意見交換会」）*^{注1}）に 1 回以上参加すること。

(2) 事情により予定された日程の研修に参加できなくなった場合は、次の通りとする。

(ア) やむを得ない事情により当日出席ができなくなった場合は、別の介護支援専門員が交替して受講することも可能とする。交替が単発の場合、交替者から伝達講習を受け、その内容をレポートにまとめて事務局へ提出することで修了要件を満たしたものとす。

*レポートの様式*別紙 4-2 は岡山市ホームページ、岡山県介護支援専門員協会ホームページよりダウンロード可能

(イ) 別の介護支援専門員への交替が複数回になる場合は、改めて申請書を提出し、上記（1）の要件を満たすこと。

8. 修了証書等の交付

岡山市は本研修修了者に対し、「岡山市在宅療養支援強化研修修了証書」を交付する。また、修了証書授与者が在籍する居宅介護支援事業所にも、「岡山市在宅療養支援強化研修修了事業所」として別に定めた修了証書を交付する。なお、研修修了者に対する修了証書は今年度をもって終了とする。

交付はクールの研修最終日の修了式（Ⅱクールの受講者は平成 30 年 1 月 17 日）にて行う。当日出席できない、または修了式後に修了要件を満たした修了者は、後日、地域ケア総合推進センターで直接受け取るか、郵送希望の場合は同センターへ返信用封筒（角型 2 号、宛先記載、120 円切手貼付）を送付すること。

9. 修了者在籍事業所名簿の取り扱い

修了者が在籍する居宅介護支援事業所の名簿を作成し、岡山市ホームページに掲載する。また、

市内病院地域連携室、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議会にも情報提供する。

10. 効果測定

研修受講者の習熟度（医療知識と連携に必要とするスキル）と事業効果の測定のため、受講申込時および全研修修了時にベストプラクティス指標の記入^{*別紙 4-1}を行う。

11. 受講手続

(1) 申込書類

(ア) 平成 29 年度在宅療養支援強化研修受講申し込み書^{*別紙 3-1}

*様式は岡山市ホームページ、岡山県介護支援専門員協会ホームページよりダウンロード可能

(イ) ベストプラクティス指標マークシート

ベストプラクティス指標（受講前）^{*別紙 4-1}の記入結果を、
マークシートに記載し、マークシートのみ提出

(ウ) 介護支援専門員証（写し。A 4 サイズ。拡大コピー不要）

【平成 27 年度又は 28 年度岡山市在宅療養支援強化研修修了者のみ】

(エ) 平成 27 年度又は 28 年度岡山市在宅療養支援強化研修修了証書（写し）

(A 4 サイズ。個人宛のもの。両年度受講した者は両方。)

(2) 申し込み締め切り

平成 29 年 6 月 16 日（金）必着

(3) 受講申し込み書提出先及び提出方法

岡山県介護支援専門員協会へ郵送にて提出。

12. 注意事項

(1) 受講の申込みにあたり虚偽の記載があった場合またはその他の不正があった場合には、研修修了要件を満たしていても無効とし、修了者扱いとしない。また、修了書交付後に不正が発覚した場合は、研修修了は無効となるため修了証書を返還すること。

(2) 遅刻または早退により、1 科目につき 1/3（1 科目の 1/3 が 30 分を超える場合は 30 分）以上受講しなかったときは、欠席と同じ扱いとする。

(3) 受講者が次のいずれかに該当し、注意をしてもなお改善されない場合、実施主体は岡山市と協議の上、当該受講者の受講を取り消し、修了を認めないことができる。

(ア) 研修中の私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度が悪く、学習意欲に著しく欠けると
き。

(イ) 研修の規律を乱し、他の受講者の妨げとなるとき。

(ウ) その他、研修修了者としてふさわしくないと認められるとき。

13. 受講に関する問い合わせ先

受託者 岡山県介護支援専門員協会（住所：〒703-8258 岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館 TEL：086-953-4953）とする。

ただし、本研修の実施要領や修了要件に関することは、岡山市保健福祉局医療政策推進課地域ケア総合推進センター（住所：〒700-0962 岡山市北区北長瀬表町三丁目 20 番 1 号 TEL：086-242-3135）とする。